【質疑応答レポート】

2026.10.27開催JIPDECセミナー「令和8年改正個人情報保護法の概要と今後の取組について」事前お申込時および当日いただいた主な質問への回答

統計作成等の特例について

質問：統計作成等の特例で想定されるビジネスシーンはどのようなものがありますか。検証や運用段階のテストでの元データの利用、公表内容との関係はどうなりますか。

回答：想定されるシーンとしては、例えば、他社のデータを使ってAIモデルを開発したい事業者が、当該他社にデータの提供を依頼し、依頼を受けた当該他社が、そのAIモデルを開発したい事業者の信頼性や統計情報等の作成に限って利用することが担保できるか等を確認したうえで、データを渡すケース等が想定されます。

なお、公表している内容の「統計作成等」を行うために必要な範囲の取扱いと言える限り、AIモデルの検証等のためにデータを利用することも可能です。

質問：特例に基づいて提供されたデータの取扱いを委託する場合は、委託元・委託先にはどのような責務がありますか。

回答：提供先が単独でAIモデルを開発することだけでなく、委託先とともに開発することも認められます。ただし、委託先を含め、特例に基づくデータを取り扱う事業者は、目的外利用の禁止、第三者提供の禁止、安全管理措置等の義務を同様に負います。また、委託関係にある限り、委託元には現行法と同様に委託先を監督する義務もあります。

質問：プライバシーポリシーにおいて、個人情報の利用目的と連絡可能個人関連情報の利用目的は、別々に定めなければなりませんでしょうか。それとも、「個人情報及び連絡可能個人関連情報の利用目的」というように、ひとくくりで定めてもいいのでしょうか。

回答：今般の改正は、連絡可能個人関連情報について、不適正利用・不正取得を禁止する規律を設けるものであり、利用目的を特定する義務を設けるものではありません。

質問：公開されている要配慮個人情報とは、具体的にはどのような情報を想定されていますか？

回答：インターネット上で公開されている要配慮個人情報を想定しています。

統計作成等の特例で利用する要配慮個人情報等作成のために取得した情報の取り扱い

質問：統計情報等の作成のために、要配慮個人情報を提供・利用することはできますか。

回答：この特例では、要配慮個人情報を含めた個人情報を第三者に提供することが可能です。提供先は、目的外利用の禁止、第三者提供の禁止、安全管理措置等の義務を遵守した上で取り扱う必要があります。

子供の個人情報の取り扱いに関する規律

質問：子供の個人情報の取扱いに関する規律も、事業者の方にとっては大きなインパクトのある改正だと思いますが、法定代理人の同意に関する例外への対応として、事業者は何をどこまで確認すればよいですか。

回答：条文上、年齢確認が直接義務付けられているわけではありませんが、通知等や同意取得が必要な取扱いを行おうとする場合には、その対象が誰になるかを判断する前提として、事実上、一定の範囲で年齢を確認することが求められることとなります。

実際には16歳未満であったものの16歳以上であると誤信した場合に、子供本人に対する通知等や同意取得で足りるか否かは、16歳未満であると知らないことについての正当な理由があったかどうかによって判断されますが、そこで求められる確認の程度は、サービスの性質（利用者として子供が想定されるか等）、情報の機微性など、リスクや状況に応じて変わり得るものと考えられます。例えば、通常は成人の利用のみが想定される酒類販売専用のWebサイトと、子供の利用も十分に想定されるそれ以外のサービスとでは、求められる確認の程度が異なると想定されます。

確認方法には、運転免許証などの公的書類による確認から本人の申告による確認まで様々な方法が想定されますが、どの程度の確認で正当な理由が認められるかは、個別の事案に応じて判断されることが想定されます。

具体的な考え方については、今後ガイドライン等で明確化する予定です。

漏えい等報告・本人通知義務

質問：認定個人情報保護団体を通じた報告では、対象事業者の体制整備について、何をどこまで確認することが想定されますか？

回答：具体的な確認範囲やその手続については、現在検討が進められているところです。もっとも、制度の趣旨からすれば、初動対応が適切にできる体制になっているか、本人への通知を適切に実施できるかといった点については、確認が求められるものと想定されます。

その他

質問：同意取得や本人通知の緩和も議論されるなか、事業者にはどのような説明や対応が求められますか。

回答：事業者が自らガバナンスを機能させて適正な取扱いを確保していくとともに、対外的にもその点に関する説明責任を果たしていくことが期待されます。事業者には、分かりやすい内容を透明性高く公表し、本人や社会が取扱いの状況を知る機会を適切に示すことが、より求められると考えています。

また、本人や社会の側においても、事業者による個人情報の取扱いについて注視し、問題がある場合には請求や苦情の申出などを通じて是正を働きかけることが期待されます。そのなかで、事業者と本人の間に入り、苦情処理等の調整を行う認定個人情報保護団体の役割はより重要になると考えています。

本内容は、2026年10月27日に開催されたJIPDECセミナー「令和8年改正個人情報保護法の概要と今後の取組について」で事前および当日にいただいた主な質問への回答を取りまとめたものです。